

## 第1条（使用規定）

この規定は、公益財団法人太宰府メモリアルパーク（以下、「本霊園」もしくは「管理者」という。）の樹木葬墓（永代型）の使用について定めたものです。

## 第2条（使用目的）

本霊園の樹木葬墓（永代型）には、焼骨の埋蔵・収蔵（ともに改葬を含む）及び墓碑等の建設以外の目的には使用できません。

## 第3条（使用資格及び条件）

本霊園の樹木葬墓（永代型）は、以下に該当する方に限り使用することができます。

- (1) 祭祀の承継者の有無に関わらず、本霊園に焼骨の祭祀の承継を望む方で本霊園が認める場合。
- (2) 契約後の埋蔵予定者（ご遺骨は除く）の追加・変更は認められません。ただし、埋蔵予定者の取り消しは可能とします。
- (3) 申込人が反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に定める暴力団、指定暴力団、暴力団員及びこれらの関係企業または団体等をいう。）に該当しないこと。

## 第4条（永代使用料及び管理料）

本霊園の樹木葬墓（永代型）を使用される方は、別に定める永代使用料及び本霊園の維持管理に要する費用として管理料を納入していただきます。ただし、管理料のうち1割を本霊園の運営費に充当します。

管理料は契約時に契約日の翌月から契約年度末日（3月31日）までの分を前納し、その後、毎年1年分前納していただきます。なお、管理料の計算は4月1日を基準日とします。

樹木葬墓（永代型）は最終埋蔵者が亡くなるまでの間は管理料を納入していただきます。

使用者個人の樹木葬墓（永代型）内の維持管理に要する費用はこの管理料には含まれません。使用者自身で樹木葬墓（永代型）内の維持管理をしていただきます。

## 第5条（樹木葬墓（永代型）の所有権及び永代使用权）

本霊園に永代使用料を納入した使用者には、樹木葬墓（永代型）の使用权を貸与します。樹木葬墓（永代型）の所有権は墓碑を除き本霊園に帰属します。

樹木葬墓（永代型）は、最終埋蔵者の没後13年間（もしくは7年間）使用することができる権利です。

## 第6条（墓所の使用期間及び帰属）

樹木葬墓（永代型）の使用期間は、最終埋蔵者の没後13年間（もしくは7年間）です。樹木葬墓（永代型）の使用期間満了後の樹木葬墓（永代型）の使用权は、本霊園に帰属します。

また下記のいずれかに該当するときは使用期間の始期が開始となります。

- (1) 最終埋蔵予定者が連絡不明となり1年を経過した場合は、最終埋蔵者の納骨前であっても樹木葬墓（永代型）の13年（もしくは7年）使用期間を開始します。
- (2) 管理料の未納が3年に及んだ場合、最初の未納期間に遡って開始します。

## 第7条（使用期間終了後の祭祀について）

13年（もしくは7年）の使用期間が終了した後は、樹木葬墓（永代型）に納骨されている焼骨の祭祀は本霊園がいたします。

樹木葬墓（永代型）に納骨されている焼骨は13年（もしくは7年）の使用期間が終了した後、本霊園が祭祀の承継者となり合祀墓へ改葬します。合祀墓に納骨された焼骨の取り出しはできません。

## 第8条（申込手続）

本霊園所定の書類に必要事項を記入の上、必要経費を添えて申込みします。

## 第9条（埋蔵予定者の登録）

申込時に於いて、予め埋蔵予定者の氏名を各自自筆にて記載して頂きます。なお、埋蔵予定者の連絡先に変

更がある場合はその都度、届出を必要とします。

#### 第10条（立会人）

最終埋蔵者の納骨手続きのため、予め1名ないし2名の「立会人」の届出が必要です。立会人を変更する場合及び立会人の連絡先に変更がある場合はその都度、届出が必要です。なお、事情により立会人を立てることができない場合、本霊園が定める承諾書を提出していただきます。

#### 第11条（証明書の発行）

(1) 所定の手続きが終了しましたら証明書を発行します。

(2) 申込者死亡後は、埋蔵予定者に証明書を引き継ぎ、その届出を必要とします。

証明書を紛失又は汚損された場合、記載内容に変更が生じた場合は、それぞれ本霊園規定の手数料を納め、再交付を受けて下さい。

#### 第12条（諸届けの義務）

使用者は、住所等の届け出事項に変更が生じた場合は、速やかに指定の書類で提出するものとします。

#### 第13条（墓碑等の工事の承認と指定施工者）

樹木葬墓（永代型）の墓碑建設等の工事は、使用許可後から半年以内に完成していただきます。工事施工は本霊園の指定業者以外は施工することができません。

#### 第14条（樹木葬墓（永代型）内の施工）

樹木葬墓（永代型）内では、本霊園が行うもの以外を設けることはできません。

#### 第15条（補償又は補修）

使用者が、その責に帰すべき理由により隣接する樹木葬墓に迷惑を及ぼした場合、芝生その他を損傷した場合は、使用者の責任と負担により補償又は補修していただきます。

2 使用者が第3条第3項に該当した場合は直ちに契約解除することができ、その解除に伴う費用及び損害の賠償の責一切を使用者が負います。

#### 第16条（焼骨の納骨）

焼骨を納骨するときは、本霊園に事前に届け出て、法令の定める市町村長の発行する埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証に本霊園所定の埋葬許可申請書をそえて、確認を受けるとともに別に定める埋葬手数料・納骨立会作業料を納入していただきます。

焼骨を納骨するときは、本霊園の職員又は墓碑等の工事を施工した業者が納骨立会作業をおこないます。

#### 第17条（遺体埋葬の禁止）

公衆衛生上、本霊園には遺体の埋葬はできません。

#### 第18条（納入金の返却）

払い込み済みの納入金は解約されても返却されることはありません。また、埋蔵予定者の埋蔵後の解約はできません。ただし、使用許可を受けてから半年以内に、墓碑等を未建立のまま樹木葬墓（永代型）の使用権を返還される場合、納入済みの永代使用料の3分の1、納入済みの墓碑等の代金の2分の1をそれぞれ返却します。管理料は未経過月数分を返却します。いずれの場合も、本霊園の所定の手続きを経た後に、証明書を返還していただきます。

#### 第19条（使用権の取消し）

1 下記のいずれかに該当するときは、本霊園の樹木葬墓（永代型）の使用権を取消します。

(1) 使用者が樹木葬墓（永代型）を、本来の目的以外の用途に使用したとき。

(2) 使用者が有償無償に拘わらず、第三者へ譲渡又は転貸したとき。

(3) 使用許可後半年以内に墓碑等を建立しなかったとき。

(4) その他、本使用規定に違反したとき。

2 前項の各号により、使用権が取り消されたときは、本霊園は使用権が取り消された樹木葬墓（永代型）内の焼骨を任意の場所に改葬し、墓碑等は撤去処分いたします。

3 本霊園は、第 1 項各号により使用権を取り消した樹木葬墓（永代型）を、新たな利用希望者に対し、再び使用権を貸与することができます。この場合、使用権を取り消された樹木葬墓（永代型）の使用者及びその利害関係者は、本霊園に対し異議を申し立てることはできません。

第 20 条（無縁仏の祭祀）

前条により、使用権を取り消された樹木葬墓（永代型）の焼骨の祭祀は本霊園がいたします。

第 21 条（不可抗力による事故の責任）

天災地変など不可抗力による樹木葬墓・墓石等の損害及び盗難、事故等、第三者による加害行為によって生じた被害について、本霊園においては一切その責任を負いません。

第 22 条（規定に定めない事項）

前各条に定めない事項が生じた場合については、法令に則り協議して決めます。

第 23 条（規定の改訂）

「墓地埋葬等に関する法律」等が改正された場合など、使用者の一般の利益に適合するときや契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときには、個別の合意なく本規定を変更することがあります。この場合は、本霊園のホームページに変更した旨及び変更の内容を公開します。

平成 27 年 04 月 01 日 制定

平成 29 年 07 月 21 日 改訂

平成 29 年 11 月 22 日 改訂

令和 05 年 04 月 27 日 改訂

-----  
公益財団法人太宰府メモリアルパーク 御中

私は、本規定を確認し、また、重要事項については逐条の説明を受けて理解したうえで、下記表示の樹木葬墓（永代型）の使用の申し込みを行い、貴法人の使用許可をもって契約が成立したことを認めます。

使用に際しては、本霊園が祖先を敬う尊い場所であることを認識し上記規定を遵守します。

年 月 日 使用区画 区 番 号

使用者住所

使用者氏名

印